

愛知県立芸術大学芸術創造センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、愛知県立芸術大学学則第5条の規定に基づき、芸術創造センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について定める。

(目 的)

第2条 センターは、愛知県立芸術大学の芸術企画及び地域連携の総合的窓口として、教育研究の成果を県民や社会に発信し、還元するとともに、より直接的に県民の多様なニーズに対応することにより、社会貢献を推進することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 行政との連携に関すること
- (2) 産業界及び他大学・研究機関等との連携に関すること
- (3) 小・中・高等学校との連携に関すること
- (4) NPO等各種団体との連携に関すること
- (5) 地域の芸術文化の向上に関すること（展覧会・演奏会の企画・実施に関すること）
- (6) 生涯学習の支援に関すること（公開講座等の企画・実施に関すること）
- (7) 国際交流に関すること
- (8) 広報に関すること
- (9) その他学長が必要と認めること

(組織及び教員)

第4条 センターに兼任の教員を置く。

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置き、学長が指名する本学の専任教授をもって充てる。

2 センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年をこえて在任することはできない。また、センター長に欠員が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 センターに、副センター長を置き、学長が指名する本学の専任教員をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長の命を受け、センター長の職務を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年をこえて在任することはできない。また、副センター長に欠員が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第7条 センターに必要な応じて、委員会を置くことができる。

- 2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、学務課で行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるほか、センターの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。